

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案のうち沿岸漁業改善資金助成法関係

規制の名称：転貸融資方式による貸付けを可能とすることに伴う貸付資格認定の義務付け

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：水産庁増殖推進部研究指導課

評価実施時期：令和2年12月～令和3年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

沿岸漁業は、国内の漁業生産において重要な役割を担っているが、その経営状況をみると、家族経営を中心とする零細多数の経営体により担われているため、自力による新しい漁業技術の導入等が困難であること、海上作業には危険が多いこと、将来の生産の担い手である若い漁業者の確保が課題となっていること等、極めて厳しい状況にある。

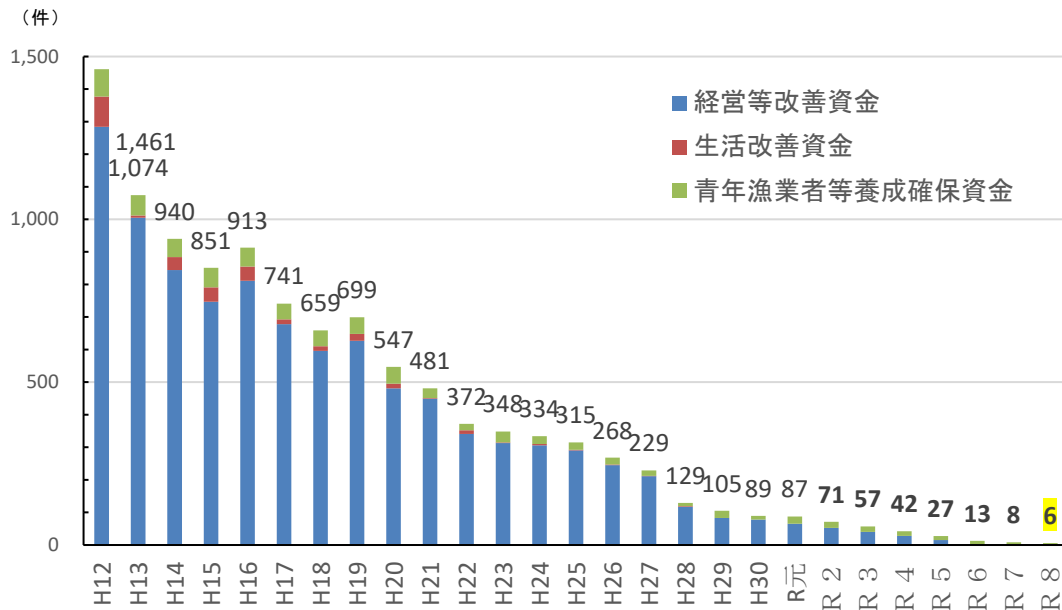
こうした状況に対応するため、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、沿岸漁業の経営状態の改善等を図ることを目的として、沿岸漁業従事者等に対する無利子・少額・短期の貸付けによる支援を行う都道府県に対して、政府が助成することができることとされている。

沿岸漁業改善資金の貸付実績は、人口減少により漁業者の総数が減少したこと、補助事業やほかの制度融資の整備により漁業者の資金調達の選択肢が増加したこと、低金利の長期化による無利子資金の相対的優位性が減少したこと、情勢の変化により貸付けに係る条件を満たすことが難しくなっていること等の理由により、低下傾向にある。

転貸融資方式の導入をしない場合、貸付実績は今後も減少を続け、令和8年度の貸付件数は6件程度となる見込みであり、また、貸付資格認定の義務付けをしない場合、公平かつ円滑な制度運用が困難となるおそれがある。※

【貸付件数推移の予想】

87件（令和元年度実績）→6件（令和8年度推計値）※



※ 水産庁増殖推進部研究指導課による推計値

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び発生要因】

- （１）現行制度では、都道府県は貸付けに当たって担保又は連帯保証人を徴することとされているところ、都道府県において担保評価の対応が困難になってきていること及び漁業者にとって連帯保証人の確保が困難になってきていることから、担保又は連帯保証人の義務付けが障壁となって改善資金を活用できない事例が生じている。

こうした問題に対応するため、都道府県が漁業者に対して直接貸し付ける現行の貸付方式に加えて、都道府県から必要な資金を借り受けた金融機関が漁業者に対して沿岸漁業改善資金を貸し付けるという転貸融資方式の導入を可能とするとともに、転貸融資方式による漁業者の債務を漁業信用基金協会が保証することを可能とするよう、地方公共団体等から提案があったことから、必要な措置を講ずる。

- （２）転貸融資方式による貸付けに当たり、転貸融資方式による貸付けの融資リスクを負う金融機関が、借受者の資産、担保又は連帯保証人の弁済能力を踏まえた貸付金の償還の確実性についての審査を行うこととなる。

一方、貸付けの申請をした者が借受資格を有し、かつ、その貸付金の使途が制度の趣旨に照らして適当であるか否かについては、公平かつ慎重に判断される必要が

あることから、都道府県が審査を行う必要がある。

このため、金融機関による貸付けの前提条件として、貸付けを受けようとする漁業者の資金使途に係る計画について、都道府県がその貸付金の使途が制度の趣旨に照らして適当であるか否かの審査（以下「政策適格性審査」という。）を行い、これを認定した場合にのみ、改善資金の貸付けを受けられることとする仕組みが必要となる。

【規制以外の手段】

貸付資格認定を要せずに金融機関が漁業者に対して沿岸漁業改善資金の貸付けを行う方法として、金融機関が政策適格性審査を行う方法が考えられる。

しかし、個々の金融機関が、貸付金の使途が沿岸漁業改善資金制度の趣旨に照らして適当であるかどうかを統一的に判断することは、金融機関の負担を大きく増加させることとなるとともに、公平かつ円滑な制度運営が困難となるおそれがあることから、適切でない。

【規制の内容】

都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、以下の措置を講ずる。

（１）沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者について、

ア 経営等改善資金の貸付けについては、経営等改善措置※¹

※１：沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。） 、又は漁獲の安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことをいう。

イ 生活改善資金の貸付けについては、生活改善措置※²

※２：沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。

ウ 青年漁業者等養成確保資金の貸付けについては、青年漁業者等養成確保措置※³

※３：青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、若しくは近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することをいう。

に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出し、当該貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けなければならないこととする（第７条第１項）。

（２）認定の申請に必要な計画には、貸付けを受けようとする資金の種類ごとに、

（１）アからウまでの措置の内容及び実施時期、実施に必要な改善資金の種類、額、その調達方法を記載しなければならないこととする（第７条第２項）

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

沿岸漁業改善資金を借り受けようとする漁業者等が貸付資格の認定を申請するために、遵守費用は生じない。

※ 貸付資格認定申請書類において必要となる、措置の内容や実施時期等の記載事項は、現行制度において都道府県知事宛ての提出を求めている事業計画書の記載事項と同様のものとなる見込みであり、新たな負担は生じない。

【行政費用】

現行制度において、都道府県が漁業者からの貸付申請に基づいて

(1) 政策適格性審査

(2) 借受者の資産、担保又は連帯保証人の弁済能力を踏まえた貸付金の償還の確実性についての審査

を行い、貸付けの決定を行うこととされているところ。

今般の制度改正による貸付資格認定の導入後は、都道府県が政策適格性審査のみを行うこととなる。

都道府県において政策適格性審査及び貸付資格認定に係る事務手続を行うために1件当たり2時間程度を要するものと見込まれる。※

※ 水産庁増殖推進部研究指導課による推計値。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

今般の義務付け・枠付けの見直しによって転貸融資方式の導入が可能となることで、都道府県の主体的な取組により、沿岸漁業改善資金制度の利用促進に資する効果が期待できる。

転貸融資方式の導入により、導入しない場合に比べ、沿岸漁業改善資金の貸付件数が令和8年に28件程度増加する見込み※。

※ 水産庁増殖推進部研究指導課による推計値。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

転貸融資方式による令和8年度の貸付件数に1件当たり貸付限度額を乗じた便益は最大で6億3千万円程度となる見込み※。

※ 転貸融資方式の導入による沿岸漁業改善資金の貸付限度額（令和8年）
6億3000万円

内訳

経営等改善資金の貸付限度額	3億5000万円（限度額2500万円/件×14件）
青年漁業者等養成確保資金の貸付限度額	2億8000万円（限度額2000万円/件×14件）

※ 水産庁増殖推進部研究指導課による推計値。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

都道府県が、今般の義務付け・枠付けの見直しを踏まえ、沿岸漁業改善資金の利用促進に資する取組を行うことにより、波及的影響として、「水産政策の改革」の目標である適切な資源管理及び水産業の成長産業化の実現への寄与が期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今般の義務付け・枠付けの見直しによる行政費用として、都道府県における事務手続に1件当たり2時間程度を要するものと見込まれる。

一方、転貸融資方式の導入による効果（便益）は経営等改善資金1件当たり最大2,500万円、貸付全体の効果（便益）は令和8年に最大で6億3,000万円となることが見込まれるほか、副次的な効果として、「水産政策の改革」の目標である適切な資源管理と水産業の成長産業化の実現への寄与が見込まれる。

このように、1件当たりの便益が費用を上回ること及び長期的観点における効果が期待できることから、当該見直しを行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

改正案では、都道府県知事による貸付資格の認定を受けた申請者に対して融資機関が貸付決定を行うという仕組みにより、

- （１）都道府県が政策適格性審査を行い、
- （２）融資機関が申請者の資金状況に照らして償還可能かどうかの審査を行うこととしている。

代替案として、漁業者による計画認定の申請を不要とし、融資機関が政策適格性審査及び融資審査を行う方法が考えられる。

しかし、この方法においては、これまで都道府県で行っていた事務の全てを個々の融資機関が負うこととなるため、融資機関に大きな負担が生ずることが見込まれる。

また、個々の融資機関が政策目的に照らして資金用途を審査し、政策趣旨を踏まえて貸付資格の有無の判断を行うことには限界があると言わざるを得ず、仮に政策適格性審査が適切に行われない場合、政策目的に沿わない者に対して貸付けが行われ、沿岸漁業改善資金の公平かつ適切な資金融通が困難となるおそれがある。

これらのことから、代替案として、漁業者による計画認定の申請を不要とし、融資機関が貸付決定を行うこととする方法によることは適切でない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

令和２年８月及び１０月に、転貸融資方式の導入に関して、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会構成員及び内閣府から水産庁に対してヒアリングを実施。

令和２年８月から９月に、内閣府及び水産庁から沿岸漁業改善資金制度を活用する３８都道府県の担当部局に対して転貸融資方式に関するアンケート調査を実施。

（第１１５回提案募集検討専門部会 公表ＵＲＬ）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/teianbukai115gijishidai.html>

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

地方分権改革有識者会議の議論を踏まえ、施行後 5 年を目途に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要。

転貸融資方式による貸付件数及び貸付額。